

2024年4月11日
(電子提供措置開始日：2024年4月4日)

株主各位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社 シーラテクノロジーズ
代表取締役会長 グループ執行役員 CEO 杉本 宏之

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、下記のとおり臨時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://syla-tech.jp/ir>



なお、当日ご出席されない場合は、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。
各議案の内容は、当社ウェブサイト上の「臨時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2024年4月25日（木曜日）午後7時（日本時間）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日 時 2024年4月26日（金曜日）午後4時00分（日本時間）
- 場 所 東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
恵比寿プライムスクエア7階 当社会議室

3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 第1回新株予約権の内容の一部変更の件

第2号議案 第5回新株予約権の内容の一部変更の件

4. 議決権行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年4月25日（木曜日）午後7時（日本時間）までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~

当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第1回新株予約権の内容の一部変更の件

2024年4月30日をもって行使期間が満了する第1回新株予約権に関して、ストックオプションとしての行使促進を図ることを目的として行使期間の延長をいたしたく、以下のとおり第1回新株予約権の内容を変更することにつき、そのご承認をお願いするものであります。なお、本変更は、2024年4月26日付でその効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③新株予約権を行使することができる期間<br>新株予約権の発行を決議した日から2年を経過した日の翌日から <u>平成36年</u> 4月30日まで。<br>ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。 | ③新株予約権を行使することができる期間<br>新株予約権の発行を決議した日から2年を経過した日の翌日から <u>令和9年</u> 4月30日まで。<br>ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。 |

#### 第2号議案 第5回新株予約権の内容の一部変更の件

2024年4月30日をもって行使期間が満了する第5回新株予約権に関して、ストックオプションとしての行使促進を図ることを目的として行使期間の延長をいたしたく、以下のとおり第5回新株予約権の内容を変更することにつき、そのご承認をお願いするものであります。なお、本変更は、2024年4月26日付でその効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行                                                                                                  | 変 更 案                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④新株予約権を行使することができる期間<br>平成29年10月1日から <u>平成36年</u> 4月30日まで。<br>ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。 | ④新株予約権を行使することができる期間<br>平成29年10月1日から <u>令和9年</u> 4月30日まで。<br>ただし権利行使期間の最終日が銀行休業日である時は、その前営業日が最終日となる。 |

以上